

医政総発第0901001号
平成20年9月1日

特定機能病院
事故等報告病院

院長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療事故情報収集等事業における報告すべき事案等の周知について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。今般、財団法人日本医療機能評価機構（以下「日本医療機能評価機構」という。）より、医療事故情報収集等事業平成19年年報が公表されました。

医療事故情報収集等事業においては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第12条に基づき、平成16年10月から、国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、学校教育法に基づく大学の附属施設である病院（病院分院を除く。）及び特定機能病院について、登録分析機関（日本医療機能評価機構）に対し、医療機関内における事故その他の報告を求める事案の報告が義務付けられており、各医療機関より報告された事故等事案については、日本医療機能評価機構において収集、分析し提供することにより、医療機関や医療関係団体等において活用されているところです。

平成17年から19年の年報によると、報告義務対象医療機関273施設（平成19年12月31日現在）のうち、事故等事案の報告施設数は、平成17年は176施設、平成18年は195施設及び平成19年は193施設となっています。また、第9回報告書によると、平成16年10月から平成19年3月までに事案の報告が全くなかった医療機関は、53施設となっています。

本事業の充実により、医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて医療安全対策の一層の推進を図るため、貴職におかれましては、改めて別添通知（「医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について」（平成16年9月21日付け医政発第0921001号））を御確認いただき、事故等事案を報告されるよう宜しくお願ひします。

(留意事項) 本通知の内容については、貴院の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品及び医療機器の安全使用のための責任者等に対しても、周知願います。